

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）に千代田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務

(2) その他子ども・子育て支援に関する事務で千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

(組織)

第 4 条 子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 8 条 子育て会議の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(部会の設置)

第 9 条 子育て会議に、部会を設置することができる。

2 部会を設置する場合においては、子育て会議において部会長その他の部会の構成を定めなければならない。

(意見の聴取)

第10条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 子育て会議の庶務は、区教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて区長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 会長が選任されるまでの間における子育て会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。